

# カシニワ制度助成金の変更点と申請のポイント

※活動助成（団体）、活動助成（個人）、資格取得助成

令和6年3月1日

## ★ 令和6年度の主な変更点

番号	項目	令和5年度（2023年度）まで	令和6年度（2024年度）	変更のポイント
1	事業期間	<p>【活動助成（団体）・資格取得等助成】 4月1日以降の交付決定日から翌年2月末日までに完了する事業 ※資格取得等助成のみ、3月に講習がある場合があるため、事前相談により3月分も対象とするか検討することが可能です。</p> <p>【活動助成（個人）】 4月1日から翌年2月末日までに完了する事業</p>	<p>【活動助成（団体）】 <b>令和6年3月1日以降の交付決定日</b>から令和7年2月末日までに完了する事業</p> <p>【資格取得等助成】 令和6年4月1日から令和7年2月末日までに完了する事業 ※令和7年3月受講予定の資格取得助成の申請は、令和7年度事業として申請。</p> <p>【活動助成（個人）】 <b>令和6年3月1日から令和7年1月末日まで</b>に完了する事業</p>	<p>3月を事業期間に含めること（3月中の経費支払）が認められるように制度を変更しました。</p> <p>特に、<b>活動助成（個人）については、令和6年度の事業期間が1月までに変更</b>となりますので、申請漏れのないように注意ください。 なお、<b>活動助成（個人）については、令和7年度から事業期間を2月1日から翌年1月末日として運用していく予定です。</b></p>
2	応募期間 （申請受付期間）	<p>【活動助成（団体）】 3月1日～12月28日</p> <p>【活動助成（個人）、資格取得等助成】 4月1日～翌年2月28日</p>	<p>【活動助成（団体）】 令和6年3月1日～令和6年12月27日</p> <p>【資格取得等助成】 令和6年<b>4月1日</b>～令和7年2月28日</p> <p>【活動助成（個人）】 令和6年<b>3月1日</b>～令和7年<b>1月31日</b></p>	<p>事業期間の変更に伴い、応募期間も一部変更になります。</p>
3	ポイントカード・クレジットカード等の使用時の扱い	<p>団体・個人名義のクレジットカード及びポイントカードは使用できません。カードの使用やポイント付与が判明した場合は、ポイントカード・クレジットカードを使用して購入した費用分を総事業費から除外いたします。</p>	<p><b>決済方法に制限は設けません。</b> 現金（振込を含む）だけでなく、団体・個人名義のクレジットカード、QRコード決済、電子マネー等による決済が<b>可能</b>です。 ポイントカードの使用を含む、ポイントの付与される決済も<b>可能</b>です。ただし、ポイントを利用して決済された場合は、<b>ポイント利用分を総事業費から除外いたしません。</b></p>	<p>支払方法に関わらず、レシートまたは領収書に汚れ・破れ・切断の形跡がある場合は、対象外とします。</p>
4	取得財産等について	<p>（特に注意点の記載なし）</p>	<p>財産取得を検討する際は、財産の処分制限期間を全うし得る耐久性、または修理可能性を考慮してください。財産の破損時に減価償却残存分の費用の支払を求める場合や、財産の再取得にかかる助成金申請を認めない場合があります。</p>	<p>破損を理由に、指定した財産の処分制限期間内に廃棄せざるを得ない事案が報告されています。</p>

※ カシニワ公開への登録が完了していない団体様は、登録手続きをお願いいたします。

担当部署：柏市都市部住環境再生課（04-7167-2528）

★ 令和6年度の注意ポイント

番号	項目	令和6年度のルール	ポイント
5	完了報告時のレシートと領収証	<p>レシート、領収書（<u>購入物の内訳・明細付き</u>）の<b>原本</b></p> <p>※領収証に汚れ・破れ・切断の形跡がある場合は、当該レシートは対象外となる場合があります。</p> <p>購入日、品目、金額が確認できるものが対象です。</p> <p>※原本は、A4サイズの紙に重ならないように貼り付けてください。 ※原本がない場合、対象経費から除外することがあります。 ※他の用途で使用する等、原本の提出が困難な場合は、事前にご相談ください。</p> <p>※現金（振込を含む）だけでなく、<b>団体・個人名義のクレジットカード、QRコード決済、電子マネー等による決済が可能</b>です。 ※ポイントカードの使用を含む、ポイントの付与される決済も可能です。 ※ポイントを利用して決済された場合は、ポイント利用分を総事業費から除外いたします。</p>	<p>（例）OKな領収証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>購入日が交付決定後である（活動助成（個人）は、3月1日以降であること。）。</li> <li>破れがなく、お店が発行したそのままの状態である。</li> <li>極度の汚れがなく、文字がきちんと見える。</li> <li>買った物の内訳がわかるものが付いている。</li> </ul> <p>など…</p> <p>（例）NGな領収証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>購入日が交付決定前である。</li> <li>一部が切れている。</li> <li>文字が消えていて必要情報が見えない。</li> <li>何を買ったかわからない（但書きや内訳がない）。</li> </ul> <p>など…</p>
6	【活動助成（団体）のみ】事業計画書と事業報告書	<p>「<b>事業内容</b>」には、<b>カシニワ制度助成金にかかわる事業のみを記載</b>することとします。</p> <p>「助成金の対象事業に、カシニワ制度助成金を充当している」ということを客観的に確認できるようにするためです。</p>	<p>カシニワ助成金にかかわる事業とは …みどりの保全、再生及び創出に関して、自主的、自発的に行うボランティア事業。特定の人でなく不特定多数の市民の方に対する事業。収入を得ることを目的にしない事業。など…</p> <p>（例）書いてほしいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成金を使っておこなった整備、活動</li> <li>助成金を使って作ったガーデンや畑、土地を使ったイベント</li> </ul> <p>（例）書かなくてよいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会員で視察研修、会員の交流会</li> </ul>
7	記録写真	<p>【購入物等に関するもの】</p> <p>以下のうち当てはまるものをご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①購入物の使用前、使用中、使用後の状況がわかるもの</li> <li>②修理前・後の備品の状態がわかるもの</li> <li>③借用した備品がわかるもの</li> </ol> <p>【成果物に関するもの】</p> <p>イベント実施前の成果物が成っている様子 イベント後の成果物の様子（採取後の畑等）</p>	<p>【購入物等に関するもの】（例）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①<b>花苗や土、木材等、購入して実際に使用した証明</b>としてご提出ください。 購入した物品、それを使って作業しているようす、作業後の写真</li> <li>②<b>どの備品を修理したか</b>の証明としてご提出ください。 修理前の壊れている状態のもの、修理後の直った状態のもの</li> <li>③<b>どの備品を借用したか</b>の証明としてご提出ください。 借用したチップー</li> </ol> <p>【成果物に関するもの】</p> <p><b>どの青果物を地域に還元したか</b>の証明としてご提出ください。</p>
8	活動写真	<p>【活動に関するもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①整備前・整備中・整備後の活動地のようす</li> <li>②事業報告書「事業内容」に記載の事業を実施する前・中・後</li> </ol> <p>【青果物に関するもの】</p> <p>イベント等地域還元を実施している様子</p>	<p>【活動に関するもの】（例）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①②<b>カシニワ助成金に関わる事業を完了した証明</b>としてご提出ください。 花苗の植栽前、植栽している間、植栽後のガーデンの写真 草刈り作業をする前、している間、した後の活動地の写真 その他、事業報告書に記載した活動の写真（実際に活動しているようす）</li> </ol> <p>【青果物に関するもの】</p> <p><b>どのようにして地域に還元したか</b>の証明として、イベントのようすがわかる写真をご提出ください。</p>

# 交付申請と完了報告のスケジュール

